独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社　トマト銀行	コード	8542
提出日	2024/6/5	異動（予定）日	2024/6/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2　3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	小川　洋	社外取締役	○										○					有
2	上岡　美保子	社外取締役	○										○					有
3	奥田　哲也	社外監査役	○										○					有
4	古南　篤子	社外監査役	○										○				新任	有
5	瀧口　信雄	社外監査役	○										○				新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	小川洋氏とは、一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主　投資家の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 また、当社の会計監査人であります EY新日本有限責任監査法人に2006年6月まで所属しておりました。その後、2013年4月まで顧問公認会計士として顧問契約を締結しておりましたが、取引の規模や性質に照らして、株主　投資家の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	小川洋氏は、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、税理士、公認会計士としての高い見識と、地域金融機関の経営者としての経験などから高い見識を持ち、独立性の高い社外取締役であることから、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員に指定しております。
2	上岡美保子氏とは、一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主　投資家の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	上岡美保子氏は、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、長年にわたり独立行政法人日本貿易振興機構の幹部職員として培った経験と幅広い見識を持ち、独立性の高い社外取締役であることから、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員に指定しております。
3	奥田哲也氏とは、一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主　投資家の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	奥田哲也氏は、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、弁護士としての豊富な知識と経験を持ち、独立性の高い社外監査役であることから、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員に指定しております。
4	古南篤子氏とは、一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主　投資家の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 また、当社は、同氏が理事長である社会福祉法人吉備の里および同氏の出身元である岡山県との間に一般取引者として通常の預金　貸出金等取引がありますが、社会福祉法人吉備の里との取引の規模や性質に照らして、また岡山県については地方公共団体であることに照らして、株主　投資家の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	古南篤子氏は、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、長年にわたる地方行政の経験と、組織のトップとしての経験から高い見識を持ち、独立性の高い社外監査役であることから、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員に指定しております。
5	瀧口信雄氏とは、一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主　投資家の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	瀧口信雄氏は、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、長年にわたる税務行政の経験と、税理士としての高い見識を持ち、独立性の高い社外監査役であることから、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員に指定しております。

4．補足説明

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在　最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在　最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。